

人間工学専門家資格 再認定ポイント表

(2023.1.20改訂)

資格認定日から5年間の活動について、必要ポイント[20ポイント以上]をポイント取得申請書にご記入の上、CPE事務局までご提出ください。

例) 認定日が2022年11月1日の場合⇒2022年11月1日～2027年10月31日の間

	① 参加・聴講	② 本人による 発表・講演	③ 共同発表	④ 座長・司会, オーガナイザー
1-1: 人間工学に関する 学会・専門会議等	2	3	1	2
1-2: 人間工学に関する 講演会・講習会等	2	3	-	2

- ※1 学会や講演会には日本人間工学会に限らず、関連する他の学会が主催するものも含まれます。支部大会等も含まれます。
- ※2 学会・専門会議・講習会等の参加・聴講では、参加を証明できる参加証等のコピーを保管してください。
- ※3 ②, ③, ④について、同一の学術集会・講習会等では、複数件の発表・座長があっても申請できるのは1件分です。従って、1-1, 1-2のポイント数の最大値は、それぞれ ①+(②or③or④) で5ポイントとなります。
- ※4 発表については講演No.等を明記し、他学会についてはプログラムや抄録等発表を証明できるものを保管してください。

	① 著書・論文 (共著含む)	② 新聞, 雑誌, 社内報, 認定機構会報等
2: 人間工学関連の 著作物	6	2

- ※5 「論文」は、学会誌等に査読つきの論文として受理または掲載されたものとします。「人間工学」誌以外は別刷りやコピーを保管してください(PDF等の電子媒体でも可)。
- ※6 「認定試験ガイドブック」に関しては著作物扱いといたしますので、②で申請してください。
- ※7 新聞, 雑誌, 社内報等はコピー等の証明できるものを保管してください。

	公的委員会活動, 学会役員・委員
3: 人間工学に関わる 社会的活動	3 /年

- ※8 委嘱状や議事録等, 委員会活動を証明できるものを保管してください。

	業務推進の成果	特許・実用新案・ 意匠等の出願	特許・実用新案・ 意匠等の登録
4: 人間工学に関する 業務成果	6	3	10

- ※9 「業務推進の成果」とは、申請者が人間工学に関する業務を推進して具体的な成果が得られたものを指します。例) 製品・サービス・デザイン等の開発への貢献, コンサルティング, 業務プロセス改善, 社内教育の構築・推進等その成果の創出において、申請者が相応の貢献・役割を果たしたことが望まれます。
- ※10 特許は、人間工学の知見や方法論等が請求項や実施例等に反映されたような事例が対象です。また、発明への貢献が明白であれば、公報・公開公報等への発明者としての記載有無は問いません。